

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	江戸時代の公家は本当に貧乏だったのか?: 近衛家熙を支えた経済力
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2005
Jtitle	三田國文 No.42 (2005. 12) ,p.1- 17
JaLC DOI	10.14991/002.20051200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20051200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸時代の公家は本当に貧乏だったのか？

— 近衛家熙を支えた経済力 —

緑川 明憲

一 はじめに

我々が持つ勝手なイメージに、「江戸時代の公家はどうかやらかなり貧乏だったらしい」というのがある。このイメージについては随分と異論も多かるうが、多かれ少なかれ、種々の小説などに記述されている表現などによって、先入観として誰しもが感じたことがあるのではないだろうか。筆者もかつて、失敬極まりないことにこのように勝手に想像していたのであった。しかし、ひとくくりに公家全体が貧しいというのは誤りであることに気が付いた。すなわち、当時の日記や記録などを繕っていくうちに、確かに貧しい公家も実際にはいたようであるが、それとは逆にむしろ相当地に裕福であった公家がいたことが判明したのである。

その家とは近衛家である。筆者は本稿において、この近衛家の特異ともいふべき裕福な経済状況について考えるとともに、書や立花、あるいは絵画などにおいて、江戸時代、いやわが国を代表する文化人の一人と云うていい近衛家熙（一六六七—一七三六）が、なぜ後世に残る文化活動をなし得たのかという点

について、本人の持っていた才能という要因のほかに、財政の面から明らかにしていきたいと思う。

なお、論題も含め本稿における「公家」とは、速水房常編にして、そののち数回の増補や改訂を経て出版された『天保改正諸家知譜拙記』（竹原好兵衛刊、天保十年）にみえる合計百三十七の家々を指すことを予め断っておく。

二 江戸時代の公家は本当に貧乏だったのか？

（一） 文学作品にみる公家の生活

我々が漠然とイメージしていた公家像は、どこに由来するのであろうか。早速、江戸時代の文学作品にみえる公家の生活を確認してみたい。なお、こうした問題についての先行研究として矢野健治「江戸時代に於ける公家衆の経済」へ上下（『歴史地理』第六十六巻三・四号、昭和十年）が挙げられる。

一、於京都公家衆長谷三位殿嫡子盜賊之棟梁（傍線筆者。以下同じ）にて、去廿一日に禁裏へ火を付其噪動之紛に可致盜賊之企、其外なはや十右衛門家財をも押取候半企もいたし候処、訴人出被捕籠舎被仰付候由、同類も数多有之由、取沙汰御座候。

右に引用したのは、大田南畝（二七四九—一八二三）の隨筆『一話一言』卷二十五に収録されている「寛文九年或日記」の一部である。

この隨筆は安永四年（一七七五）頃から文政五年（一八二二）頃にかけて書かれたものであって、「寛文九年」つまり一六六九年の「或日記」からの引用というこの内容についてはさらに検討を要するであろうが、この記事が正しいとすれば早くも江戸時代初期には公家の秩序の乱れ、あるいは強盗という行為に至らしめるような窮乏が始まっていたのではないかと思われる。特に記事中にみえる「なはや十右衛門」方に押し込んだというのは注目される。この「なはや」は那波屋十右衛門祐竹（松齋。元禄五年没）のことである。那波屋十右衛門は三宝院門跡の金銀御用達をつとめ、江戸時代初期に成立した仮名草子「長者教」の冒頭に「むかし、かまだや・なばや・いづみやとて、三人の長者あり」と紹介されているのをはじめ、享保半ばに成立したとされる『町人考見録』にも、「京一番の有徳者也」とあって、相当な富豪であったことが知られるのである。こうした富豪へ押し込んだということは、やはり金銭が目当てであったと考えるのが妥当であろう。

なお、文中の「長谷三位殿」とは、寛文九年現在で正三位であった長谷家の祖、忠康（一六一二—一六六八）を指す。この忠康には『長谷家譜』（東京大学史料編纂所蔵。明治八年長谷信篤提出）によれば四人の男子がおり、その嫡子は忠福（一六三九—没年未詳）であった。この忠福は正確な年月はわからないもののある時期に出家しており、この事件との何らかの関連をうかがわせている。ただし、忠康の三男の時充（一六四五—一六七〇）は前掲の『天保改正諸家知譜拙記』によれば寛文十一年に「切害」されて二十五歳の若さで卒しているので、この時充についても何か事件と関わりがあるかもしれないが、記事中には嫡子とあるので、おそらくは忠福を指すのであろう。

ちなみに長谷家は平氏の流れをくむ公家で、江戸時代の家領は三十石であった。この長谷殿のほかに「同類も数多」いるというのだから、家領が同じくらいの公家の子弟の中には、あるいはほかにもこのような行為をするものがいたのかもしれない。

さらに時代は下って寛政四年（一七九二）の序を持つ『翁草』には、同時代に起きた出来事として非常に興味深い次の記事がみえる。

何の卿とかや、洛の富裕家の、夢程もよるべき所へ、侍一人召具し、するくゝと入て、我は何の卿なり、せちなる難儀有り、金子を借してよと頼まるゝにぞ、やごとなき御方の、いざ知らぬ方へかやうの事を頼み給ふは、さぞなんいぶせき事のおはすならんと心いたみて、はつかながらの

金をさし出せば、よろこぼひて召連られし青侍に、其証を
したゝめさせ、短冊に歌を書いて給ふなど、はじめの程こそ
はあれ、後には爰へもそこへも来ませしと沙汰して、誰と
りあへる者もなき儘に、夫より難波津に至りて、豪家とだ
に云へば推て無心を申さるゝに、僅十三里を隔れども、委
敷事は知らず、殊に難波人は、今も旧都を慕ふ情有て、都
をゆかしく思ふもの寡からず、雲の上人の遙けくも来まし
て、賤しき民にかゝる事頼ませ給ふ痛ましきよ、などや都
人はむくつけく、いさゝか成る御用をいなみけるにやと都
人をあざみ笑ひて、我もくゝと金子をさゝげぬれば彼卿大
に徳付て、笑を含まれぬ。

(巻百七十一「某卿解官の事」)

この『翁草』は、京都町奉行所の与力を長く務めた神沢貞幹
(杜口。一七一〇—一七九五)が書いた隨筆であり、作者の職
種柄こうした話は信頼のおける資料として貴重である。『翁草』
にはこのほかにも質素にしてつましやかに暮らしていた公家
の話(巻五十六「公卿質素の事」)などもみられる。なお、右の
公卿は具体的な名は記されていないため、誰なのかは不明であ
る。この公卿某はのちに京大坂を舞台とした強請行為が散聞に
達してついに解官されてしまうのであるが、そののちは祇園
の町役人となって、読み書きの出来る人物として町内から重宝
されたという。江戸時代の隨筆としてはほかに、佐渡奉行や勘
定奉行、江戸南町奉行など歴任した根岸鎮衛(一七三七—一八
一五)による『耳囊』(文化十二年成立)にも、上京した鎮衛の

同僚の話として「至て御不如意にあらせ給ふ」あるいは「いと
貧しげに見へける」公家が登場する。この『耳囊』も前述の『翁
草』と同様に、同時代の出来事を筆録したものであり、内容に
関して十分な信憑性があるといえる。このような文学作品の記
述から、江戸時代中期には確実に公家の窮乏がはじまっていた
ことがわかるのである。

また、江戸時代の文学作品ではないが、侍従長を務めた入江
相政(一九〇五—一九八五)の隨想には、紙などを詰めて厚く
した財布をわざと落として人前で見栄を張る公家、日光例幣使
に対して幕府から支給される支度金をなるべく浮かせて生活費
にまわす公家、あるいは風の吹く日に放火すると商家の者を脅
した上で金銭を巻き上げるといふ強請行為を働いた公家など、
いづれも実名は挙げてはいないもののさまざま公家の姿が述
べられている。入江家は冷泉家の分家藤谷為条の次男相尚(一
六五五—一七二六)が興した家で、家領は御蔵米三十石であつ
た。その直系の子孫が語る話として大変に興味深い。

(二) 歴史資料にみる公家の生活

続いて、歴史資料から公家の生活についてみていきたい。
まず早い段階のものとして、家熙の父である近衛基熙(一六
四八—一七二二)の日記『基熙公記』に次のような記述がみら
れる。

故葉河三位基起卿末子兼丸来十二日元服(中略)尤家領等一

向無之、無足奉公行末如何。但養母富優之由、有聞。定合力歟。但當時諸家困窮、無術。無足奉公近比神妙歟。

右の記述は元禄二年（一六八九）のものであり、先にみた『翁草』や『耳囊』の時代よりもずっと時代を遡るものである。この時期には「諸家」においては困窮が始まっていたという。葉河（葉川とも書かれる）家ではもはや家領などがない状況で、「無足」すなわち知行地を持たないままの奉公であったようだ。なお、この葉河家は宝永七年（一七一〇）に「壬生」と改称する公家で、先に紹介した長谷家とは異なり、本来家領は百三十石あった。

ここで、特に注目したいのは四親王家の一つである閑院宮家である。公家という範疇からは外れてしまいが、多くの資料によつて生活の様子がわかりやすく、理解を深める上で敢えて紹介する。

閑院宮家は、朝廷内で重きをなした基熙の建議を新井白石が容れ、家領千石を献上して宝永七年に創立された宮家である。閑院宮家の初代は東山院の皇子にして中御門院の皇弟である直仁親王（一七〇四—一七五三）であった。この宮家の創立にあつたて、白石が仕えた六代將軍徳川家宣の正室が基熙の娘（熙子。家宣没後は天英院と称した。後述する家熙の同母姉にあたる。一六六六—一七四⁵）であり、基熙からの意見が幕府内において非常に通りやすい環境にあつたのであろうと考えられる。家領千石といえ、一般的な公家と比較してもかなり多く、この家領だけを一看すると裕福に暮らしていたかの観がある

が、実際には創立早々から財政的危機に陥つていたようである。

『閑院宮記録』（宮内庁書陵部蔵）の享保十四年（一七二九）二月九日条には、幕府へ提出した書類の控えが記載されており、そこに「閑院宮御不勝手に付御願之事」の記事がみえ、続けて「御不勝手之訳は御新家御領千石御領物成不御事」とあつて、少なくとも創立十九年目には早くも年貢が思うように入らずに、苦しい状況が続いているというのである。閑院宮家の領地は丹波国船井郡日置村と同国同郡質美村、そして山城国乙訓郡灰方村の合計千石であつたのだが、このうち質美村は耕作に向かない荒れた土地が多く、また、灰方村は享保十三年に「勝手向不如意」という理由で宮家が直々に支配しようとしたところ、「御断書」なるものを提出して直領支配を拒否した村である。この二ヶ村に対して宮家では手を焼いたらしく、本来ならば三ヶ村全ての領地を替えて欲しいところだが、無理ならば日置村を除く二ヶ村を替えて欲しいと幕府に訴えているのである。上がりの少ない二ヶ村を替えて、より収入の多い領地を求めている点から、閑院宮家における財政破綻の状況がうかがえよう。このように、創立から間もない時期に財政破綻を起こしていた閑院宮家の様子に関して、柳原紀光の『閑窓自語』中巻第九十三話「閑院故彈正尹直仁親王貧窮語」には次のような話が伝えられている。

故尹宮直仁親王は、きはめてまづしくおはしけり。外へゆき給ふにもらうそくなどいふものもなく、あぶらを紙捻にしめして、提灯にいれたり。そのころ、くらき火をかんに

ん殿の提灯と人いひける。もとより直仁親王は管弦・蹴鞠などもかんに能にて、よろしき人がらにておはしければ、おごりなどいさゝかにもし給はず。されども一生こんきうたぐひなく、宮うせ給ひけるより、その御子典仁親王の代に成ては、よろずおもひのまゝにて、ふゆふにおはしけり。

この話は直仁親王薨去後そう遠くない時期に書かれたものであるので、内容は信用に値すると思われる。こうした資料などから、閑院宮家においては、初代直仁親王の王子にして光格天皇（一七七一一八四〇）の実父にあたる二代典仁親王（一七三三一一七八六）の時代には「ふゆふ」、すなわち財政的にもかかなり余裕が出てきたようであるが、宮家の創立後間もない頃、つまり直仁親王の時代にはその内情はかなり苦しかったものと推測することができる。

また、五摂家のうちの一家である九条家は、宝暦年間（一七五一―一七六四）になると窮乏し、家に伝来した什器をも質に入れるという状態に陥ってしまった。この質物を買戻すために、知行地二千四十三石を差し出す代わりに二万両を拝借したいと幕府に願ひ出たが却下されてしまったという。

さらに、『公卿堂上家知行并由緒』（宮内庁書陵部蔵。慶応四年から明治二年にかけて諸家から提出されたもの）には、注目すべき二軒の家がみられる。それは飛鳥井家と舟橋家とである。

飛鳥井家はその家祖雅経（一一七〇―一二二二）以来、代々の当主が和歌と蹴鞠とをもつて朝廷に仕えてきた名門の家柄であることは周知の通りである。興田吉従が文化十一年（一一八一

四）に著した『諸家々業記』には、和歌の家として「上冷泉 飛鳥井 烏丸 中院 三条西」の五家を挙げてゐる。飛鳥井家の説明では「参議雅経卿已来歴代家業相伝し、冷泉・飛鳥井両家は他流とは別段之事にて、御会等之節御題をば両家之内より被差出候事に候」とあり、江戸時代後期に至つても和歌や蹴鞠の宗匠家として權威があつたことが認められ、特定の家業を持たない公家に比べれば、家領に加えて和歌や蹴鞠などを通じて上がつてくる門人料のごとき収入があつたであろうから、遥かに暮らし向きは良かったはずである。しかし、飛鳥井雅典（一八二五―一八八三）が提出した書類の中には、飛鳥井家はその家領九百二十八石六升七合を天明三年（一七八三）に幕府へ返上し、以降幕末に至るまで幕府からこの石高相当の御蔵米を支給されたのである。舟橋家も飛鳥井家と同様、その家領の四百五石五斗四升八合を天明二年に返上して御蔵米を支給されてゐる。

こうした家領返上の背景には、規定の石高は実際に諸家に納入される石高とはかなり違つてくるという問題があつたからである。幕府から御蔵米を支給されるということは地方取りよりはかはより実入りがよかつたからであるが、飛鳥井家や舟橋家のこのような行為は領主であることの放棄であり、返上に至るまでは大いに悩んだであろうことが想像される。

さらに、天保二年（一八三一）から嘉永元年（一八四八）にかけて武家伝奏をつとめた徳大寺実堅（一七九〇―一八五八）の記録である『徳大寺実堅武家伝奏記録』（東京大学史料編纂所蔵）天保十五年正月・二月の項には、米や金を拝借した公家の

借金明細がみえ、そこには完済した公家も一部にはいるものの、大半が「皆未納」や一、二年だけしか返済していない家であり、これもまた大変興味深い史料である。

以上、文学作品や歴史資料から、総じて各家において経済的に苦しかったということは明白であり、江戸時代、特に中期以降においては公家は概ね苦しい生活を強いられていたということができそうである。

三 近衛家の家領

それではひろがえって、公家の筆頭である近衛家の状況はどうだったのか。

まず、基本となる江戸時代の近衛家領の変遷について確認しておきたい。

近衛家領は、はじめ元和三年（一六一七）に幕府発給の朱印状によって山城国宇治郡五ヶ庄村、寺戸村の一部そして浄土寺村において合計千七百九十七石余と確定された。そのうち寛永十九年（一六四二）に寺戸村と浄土寺村が収公され、その替え地として山城国久世郡枇杷庄村の一部三百九十四石八斗が与えられた。さらに寛文元年（一六六一）には、宇治に黄檗山万福寺が創建されるのに伴って寺地となった五ヶ庄村が収公、かわって、のちに改めて述べることになるが、近衛家の財政を大いに支えることとなる摂津国河辺郡伊丹村千四百二石三斗がここで初めて与えられた。

ところが、宇治には近衛家が先祖代々伝領してきた岡屋の地があり、この地を再び近衛家領とすべく延宝三年（一六七五）

に幕府に願ひ出、先に与えられた伊丹村のうち三百七十八石余を返上し、代わりに願ひの通り山城国宇治郡岡屋村三百七十八石余が与えられた。

この間、直接の近衛家領ではないが、延宝八年に後水尾院皇女にして当時の近衛家当主基熙夫人だった常子内親王（品宮。一六四二—一七〇二）に対し、この年の八月十九日丑刻に崩御した後水尾院の遺言によつて修学院村のうち三百石が贈与されている。なお、常子内親王は仮名日記『无上法院殿御日記』（陽明文庫蔵）をのこしているが、そこには後水尾院周辺や近衛家での出来事が詳細に記されているほかに、後水尾院や東福門院から、あるいは前章でも触れた娘の天英院が徳川綱豊に嫁いで以降に近衛家に対して送られた贈答品や金銭授受などに関する事柄も非常に詳しく記録されており、この点においても注目される日記である。

また、貞享五年（一六八四）に、近衛家上屋敷（桜御所と称される）内の西側にあつた御霊殿¹²には紀伊郡吉祥院村のうち五十五石余、また同じく不断光院¹³には山城国愛宕郡一乗寺村のうち三石がそれぞれ与えられている。

このうち家領に目立った変動はなかったが、正徳元年（一七一）一、家熙が摂政太政大臣を歴任し、朝廷内で重責を果たしていたちようどその時、京都所司代の松平信庸（一六六一—一七一七）のもとに次のような書状が届けられた。

近衛殿家近年者

段々勝手不調に被

有之由被及 聞召候処

去年当年大礼之御用

摂政殿無滞被相動候段

大儀被思召候此後弥

相統勤仕被有之候様にと

被思召に付今度家領

千石御増被遣候右之趣

摂政殿江其方罷越

可相達旨被 仰出候間

可被得其意候恐々謹言

阿部豊後守

七月五日

正喬 (花押)

井上河内守

正岑 (花押)

大久保加賀守

忠増 (花押)

秋元但馬守

喬知 (花押)

土屋相摸守

正直 (花押)

松平紀伊守殿

こののち紀伊守信庸は十二日近衛邸に参上し、一挙に千石の加増を伝えたのだ¹⁵⁾。

加増された千石の内訳は、以前にも加増されたことのある摂

津国河辺郡伊丹村のうち八百三十三石四斗八升三合、同国同郡万多羅寺村のうち百六十六石五斗一升一合であり、この千石加増によって近衛家の石高は合計二千七百九十七石余となり、その家領は全ての公家の中で最高となったのである¹⁶⁾。

四 伊丹とその繁栄

前章において、近衛家は二千七百九十七石余という相当な石高を有することとなったと述べたが、後掲の註8で示したように、我々は下橋敬長の『幕末の宮廷』(平凡社、昭和五十四年)によつて、実際にはこの額面通りの収入は決してなかったということに気付かされる。しかし、その『幕末の宮廷』の中には「近衛さんは二千八百石で、池田(大阪府)、伊丹(兵庫県)という良い場所があるから一万石から上がります」とあり、ほぼ公家の実収入が石高の三分の二以下であったと思われる中で、近衛家は大名家と同等以上の経済力があつたことが知られるのである。それは何故か。その豊かな経済力を考える上で、伊丹という土地に注目してみたい。

伊丹は、木村兼葎堂の『山海名産図会』(寛政十一年刊)巻之一「摂州伊丹酒造」によれば、文禄・慶長年間(一五九二—一六一四)にはすでに酒造業が興っていたという。これについては、伊丹の隣郷である摂津国河辺郡鴻池村では大坂の巨商・鴻池家の祖である山中新六が慶長の初めに清酒の醸造を始めており、同地域での酒造業の古さを物語っている。そののち、伊丹の酒造業は寛文年間に至つて隆盛を極めるようになったといわれている¹⁸⁾。

こうした伊丹の酒造業の隆盛は、歴史資料にその名をとどめるのみならず、さまざまな文学作品にも描かれるようになる。

元禄元年（一六八八）に出版された、井原西鶴の『日本永代蔵』巻二「才覚を笠に着たる大黒」には「鴻の池、伊丹・池田・南都、根強き大木の杉の香りに及び難く」云々とあり、名酒の産地としてその名が鴻池などともに紹介されているほかに、同じく西鶴の『西鶴織留』（元禄七年刊）巻一「津の国の隠れ里」には、「池田・伊丹の売酒、水より改め、米の吟味、麴を惜まず、さはりある女は蔵に入れず、男も替草履はきて出し入すれば、軒を並べて今のはんじやう」とあって、これらの記述から元禄期の文学作品にその名が登場しているのがわかる。

元禄からわずかに時代の下った宝永三年（一七〇六）に出版された『本朝文選』に収録されている、彦根藩士にして松尾芭蕉門下であった寺島甚左衛門（朱迪。一六六〇—一七〇四）の「酒徳の頌」には、伊丹の様子について

伊丹・鴻の池の酒蔵。日々に身を潤し。月々に屋を潤す。
綾羅錦繡に目を見出し。五味八珍に腹をこやす。ある時は
吉原・嶋原の揚屋にあそび。大臣とあふがれ。作善供養の
場につらなりては大檀那の号をとる。是みな酒袋のしほり
粕なるべし。きのふまでは下部の藤次といへるものも。け
ふは何がし町の名主。宿老の列につらなり。小売・請酒の
細望姓も。白壁をならべ。大釜の煙り絶る時なし。

と描写されており、西鶴の作品よりもさらに一步踏み込んだ形

で、伊丹の繁栄が詳しく描写されている。

江戸時代後期に入り、寛政十一年（一七九八）刊の秋里籬島の『摂津名所図会』あるいは前掲『山海名所図会』の両書にも酒造りによる伊丹の繁栄が描かれているし、そののち幕末に至っても江戸においては伊丹の酒は根強い人気があったようだ。喜田川守貞の『守貞謄稿』巻之五に「茅場町河岸、酒問屋撰の伊丹・池田・灘辺より漕すを下り酒と云ふ。これを専らとし、また他製もあり。各巨戸なり」とあり、伊丹などから下ってくる酒はその筆頭におかれている。また「新川・新堀・茅場町、数戸軒を連ね、また各巨戸なる者なり。けだし昔は撰伊丹を酒の最上とし、今も酒造家多しといへども近年は灘目の酒を最上とす（中略）しかれども伊丹・池田・灘等を専らとし、尾参等を中国物と云ひ、これに次ぐ。その他の国製を下品とす」、あるいは後集巻之一に「今世は撰の伊丹、同池田、同灘を第一の上品とし、また釀酒家多くはなはだ昌なり」同とあるように、灘の台頭によって伊丹の酒造はやや衰えをみせたとはいわれるものの、伊丹の酒は非常に珍重されていたようである。これらのことから、伊丹が江戸時代を通じて酒造の町として繁栄し、著名であったことがうかがえよう。

なおこのような伊丹の町について、伊丹生まれにして現在の柿衛文庫の基礎を築いた岡田利兵衛（一八九二—一九八二）は、「伊丹の酒造業は大体慶長頃から勃興し（小西家の酒蔵修復の際、慶長なる文字が記された棟木を発見したという）、寛永に躍進、寛文、元禄の全盛となった。その頃伊丹の市街は酒蔵が町から町へ櫛比していた」と語っている¹⁹。これらの記述から、江

戸時代における伊丹の町の性格は十分に理解できよう。そしてこのように繁栄を極めた伊丹という土地を、近衛家はその家領として所持していたのであった。

五 近衛家の裕福な財政の背景

(一) 伊丹の献上金など

さて、酒造で繁栄を極めた伊丹を家領として持つことになった近衛家には、元禄十年（一六九七）十二月二十日に初めて伊丹から酒の運上金が献上された。これは初の伊丹からの収入であり、その額は八百両に及んだ。²⁰⁾

この運上金により、近衛家財政にはゆとりが出来たらしいことが次の記述によって判明する。

旧冬、伊丹村酒運上之事、可被召上之由従武家有沙汰、因茲金銀自由之間、先南都春日社舞装束断絶之義、被新調、長之等奉行。召仰辻伯耆守近家等、凡代金三百両者也。且又、西王寺為衆僧供養料二百両被遣之。²¹⁾

この記事中に見える語「金銀自由之間」、つまり、自由に使用できる金銭が伊丹からの運上金によってできたのであった。

このような伊丹からの酒の運上金とは別に、随時献上金があったようである。江戸時代後期の例になるが、天明八年（一七八八）に京都で通称どんぐり焼けと呼ばれる大火が発生し、禁裏や二条城などが類焼した。この火災により近衛家の屋敷も

類焼してしまったのだが、近衛家は再建するにあたって、伊丹の酒造業者に対して二千両の御用金を用立てるように命を下している。²²⁾再建の費用などは幕府からも朝廷や公家に貸与または献上されたことと思われるが、このように伊丹を家領として所持していた近衛家の状況は特殊であり、それだけに近衛家屋敷の再建は他家に比べてかなり順調に進んでいったことであつたろうことは想像に難くない。

また、直接の金銭献上ではないが、文化二年（一八〇五）には、伊丹で採れる菜種総計八百石から作られる油二百石を御用油として近衛家へ納入するように命が下つている。²³⁾公家社会における油代については、上野秀治氏が論文中で紹介されている文久三年（一八六三）の公家の堤家（もと中川と称す。三十石三人扶持）の家計史料によって、堤家が一年間で使用する五斗の油代に対して六兩一分が支払われていることがわかる。²⁴⁾この件に関しては、時代や油の価格などが違うために単純に比較することはできないが、敢えて近衛家との比較をすると、二百石は五斗の四百倍であり、油二百石を文久三年の価格で換算すると二千四百両もの金額になるのである。伊丹から献上される御用油がいかに大きかったかが理解されよう。

さらに、文化三年（一八〇六）から向こう十年間毎年十貫目ずつの冥加金、同十一年に日光参向のための御用金二千五百両、同十三年に毎年十貫目ずつの冥加金をさらに十年間延長、そして文政元年（一八一八）に薩摩の島津家に貸与するための御用金五千両が、近衛家に対して献上されているのであつた。²⁵⁾

このように、伊丹は近衛家の財政面における特異性をきわだ

たせる存在として注目に値するのである。

(二) 天英院・諸大名の「お手伝い」

ところで、伊丹ばかりが近衛家を支えたのではなかった。近衛家にはさらに、天英院や有力な諸大名からの強力な援助、「お手伝い」と称される)があつたのである。

まず注目すべきは天英院からの援助である。天英院は先にも述べたように、六代將軍徳川家宣夫人である。天英院は延宝七年(一六七九)に縁談が取り決められ、その年の十一月に江戸へ下向し家宣(当時は綱豊)と祝言を挙げた。そののち家宣没後は七代將軍家継の嫡母として、さらに家継が夭折した際には次期將軍に紀州の吉宗を擁立するといつたように、天英院は徳川家にとつてかなり重要な役割を果たしており、その存在はかなり大きかつたのであつた。

天英院は、家宣との結婚後、近衛家に対して新年や盆などの節目には必ず江戸から祝儀を贈ることを欠かすことがなく、また臨時の行事などに際してもながしかの物または金銭を贈つていた。次に挙げるのは『看聞秘鈔』巻四にみえるそうした例である。

同二年(宝永二年。筆者註。以下同じ)西十二月。西御丸御簾中(天英院)御用人從堀源左衛門・早川勝七郎、長房へ書状到着。明春就前殿下(基熙)関東御下向右為御入用金二千両、從西御丸被進之旨申來。同月廿三日、右之金

二千両、桔梗屋加兵衛長房宅江持參之。立野安之丞・神坂三左衛門等入來、請取之。

この記事では、元禄十六年(一七〇三)に関白を辞した基熙がその三年後の宝永二年(一七〇六)二月十八日に江戸へ下向する際に、支度金として二千両もの大金が送られたことについて述べられている。おそらくこの支度金は、記事中に「從西御丸御簾中」と書かれているため、幕府から用意されるそれとはまた別のものであつたと考えられる。このことは、例えば家熙が太政大臣に任ぜられた時においても、まず天英院が「内々」に祝儀の品々を届け、そのあとに改めて御台所として將軍家宣の祝儀の品とともに届けている例を考えても明らかである。さらに、

自一位(天英院)金三百両、被遣内府(家久。家熙の子)。是前撰政(家熙)、河原別業之間、可為不自由故、自今年毎々可給之間、有懇切文。内府別而恐悅之由、今日進文云々。可然々々。一位深切之者、尤可感々々。

この記事は、弟である家熙が隠居して今出川の近衛家本邸から別業のひとつである河原御殿へ移住すると知つた姉の天英院が、不自由にならないように以後毎年三百両ずつを送ると約している内容である。家熙がさまざまな文化活動をするにあたり、天英院からの送金が不自由をさせなかつた一つの要因であることは疑う余地がない。また三章で述べたように、正徳元年に近

衛家に対して一挙に千石もの加増があつた際、天英院が將軍の御台所であつたということを含め、天英院がもたらした恩恵はかなり大きかつたものと思われる。

さらにこうした天英院のほか、大名家からの強力なお手伝いがあつた。

数多く存在する諸大名のなかでもとりわけ近衛家との縁故が深かつたのは、薩摩の島津家である。近衛家と島津家との関係は、平安時代末期に在地の豪族だつた惟宗広言が近衛家領の島津荘の下司に任命されて以来の古さを誇る。

江戸時代に入つても島津家の人々は京留守居役などを通じて近衛家に頻繁に出入りをし、また婚姻などによって交わりを深めていった。例えば家久の正室である亀姫、亀姫が亡くなつたあとに迎えた満姫の二人はどちらも島津吉貴の娘であるし、一代將軍家斉の夫人広大院寔子や十三代將軍家定の夫人天璋院敬子はいずれも島津家の出身だがそれぞれ経熙や忠熙の養女となつて江戸へ下向しているのである。

その島津家は、天英院と同じく新年や盆などに祝儀を贈ることを欠かさなかつた。しかし島津家は贈るだけにとどまらなかつた。

巳半刻、薩摩中将（島津綱貴）来。次男被同道又八郎。申刻被帰、明日可趣大坂云々。終日閑談。太刀・馬・絹物等被之。又八郎同進馬・太刀。先之被参殿、密々為助力被献

二百石・五百兩。自今例年可進上之由也。尤珍重々々。懇情有感。³⁰

右の記事では綱貴が直接近衛邸に参上してお手伝いを約束しているのである。さらには、家熙自身が享保九年（一七二四）九月二十六日に島津繼豊に宛てた書状には、繼豊に対して、大玄院（島津綱貴）以来この月四日に薨じた基熙に数十年の間お手伝いを行つてきたことに感謝し、また島津家が家熙へ献上した分は返却する旨を書き送っている。これに対し、繼豊の返状には、この家熙の申し出に感謝するとともに、以後も家熙はいうに及ばず、家久に対してもこれまで通りお手伝いを行う旨を伝えてい³¹る。近衛家と島津家の非常に良好な関係がここにかがえる。

このほか陸奥弘前の津軽家も密接な関係があつた。近衛家と津軽家との関係は、津軽政信が近衛尚通の養子になつて以降に発生しているといわれており、そのうち江戸時代には島津家と同じように姻戚関係を結ぶほか、延宝四年（一六七六）には前年の火災による近衛邸の類焼に対して「輕微之至」としながらも黄金三十枚、絹十疋を献上したり、津軽家の家系図を基熙に書いてもらうなど積極的に近衛家への接近をはかつてい³²る。さらに宝永元年（一七〇四）、前年に隠居した基熙に対しては津軽家の知行千石分、金に換算して三百兩を毎年近衛家に献上することを約束したり、あるいは享保元年（一七一六）には家熙に対し永々御助力料として米五百石、金に換算して百五十兩を献上することを約束してい³³る。

大名家からの援助はここで紹介した島津家と津軽家の二家だけではなく、時代によって多少の異動はあるが、例えば尾張や

水戸の徳川家、仙台の伊達家、加賀の前田家あるいは安濃津の藤堂家など、諸大名からのお手伝いがあつたことが記録などによつて判明する。しかし、天英院や島津家、そして津軽家の献上金のみをみても莫大な金額にのぼつており、これだけでも近衛家の財政基盤はかなり盤石で潤つていたことがわかるのである。

六 おわりに―近衛家の繁栄

さて、今述べてきたように近衛家は広く諸方面から支えられており、極めて裕福であつたことはもはや想像に難くない。しかし、ここで注意しなければならない点がある。

それは近衛家は江戸時代の初めからほかの公家とは異なり際立つて裕福だつたというわけではない点である。『看聞秘鈔』巻四には延宝七年のこととして「御家門御勝手不如意、御借金大分有之故、右之趣達、法皇御所（後水尾院）高聞、為御合力三千両御家門御拝領之也」とあり、不如意の財政の中、後水尾院からの下賜金を拝領していたり、あるいは三章で引用した老中連署の松平信庸宛の書状（正徳元年）の中にも「近衛殿家近年者／段々勝手不調」とあるように、寛文元年に伊丹が近衛家領となり、元禄十年にはすでに酒の運上金があつたとはいへ、近衛家は五摂家筆頭の名門として、その体面などを十分に保つまでの余裕はまだそれほどなかつたようである。それは次の記事の中にも

春日社新調舞樂装束、今日悉周備、近家令持参之。（中略）

凡於當時家領少分、不及力。而近年日本国中有酒家運上事、不慮家門領伊丹村有酒家、依之、此所願成就了。返々喜悦之至、難尽短筆。³⁶

「凡於當時家領少分」とあることから確認することができる。しかし一方で、所領となつた伊丹からの運上によつて、「所願成就了」とあるように随分と余裕が出てきたことは確かである。

ところが、正徳元年に新たに伊丹を中心とした知行地千石が新たに加増されて以降の正徳末年から享保初年にかけて、先に紹介した天英院や諸大名からのお手伝いと相俟つて、近衛家の経済力は他の家々の経済力を大きく引き離し、本格的に好転していったものとみられる。例えば『基熙公記』の正徳五年十二月二十三日条には「凡家内不知貧。衆生之恩彼是難報者歟。前世之宿因可感」とある。傍線箇所は実際に貧富のことについて述べたものではなく、むしろ普段の生活に感謝したかのように読めないわけではないが、とにかく先に引用した記事の中にはみられなかつた表現である。そののち享保六年（一七二一）には「数年之借金・買掛等、一ヶ所も無闕相濟³⁷」という状態になり、この時点で財政的な問題が解消されていることを証明している。

そしてこれらの結果として、注目すべきことがいくつか起こっている。

まず、享保八年に近衛家家臣に対して加増があつた。『雜事日記』享保八年五月十六日条には、

今日諸大夫・近習・外様・坊主委ク御扶持・切米御加増。
役人之分役料等被下之。

大御所様(家熙)本殿へ渡御被仰出候、先年大御所様御蔵
地千石被進之節、可被下之處、依不如意無之義。此節御勝
手相調候旨、及此義。

とある。注目したいのは、正徳元年に千石が増されたのちも「不如意」であったがこの年までには「御勝手相調」状態になった、ということである。享保八年にはすでに家臣に加増できるまで、財政にかなりの余裕が出てきたことを端的に示している。

この時の例として、近衛家に代々仕える諸大夫であった進藤長之(一六六五―一七二七)には三十石の加増があった。もとも進藤家は百石の知行地を持っていたのだが、近衛家領に伊丹が加えられたことに伴って、長之の長年の忠勤が賞されて都合百三十石となったのである。ちなみに進藤家は近衛家の家臣であるが、廷臣である公家の中で家領が百三十石以下の家は筆者が調べたところ四十四家にもほり、百三十石という経済力を持つ家臣を抱えるほど近衛家の力がいかに大きかったかがうかがえて興味深い。

さらに、家熙の晩年の享保十五年(一七三〇)に京で火災があったのだが、その被災者に対し、家熙が救済に乗り出している。

先月類焼町々、上立売小川辺ヨリ北野千本通迄 准后様(家熙)御内々御施行之仰付、町々辻子小路迄家々へ配り被下。

奉行神坂自休・吉村宗寿・山本喜平次・堀内源清四人、道割シテ配ル。金七両ニテ銭調一人十文ヅ、ク、リ、三千五百斗。

被災者に対する施行などの援助に関しては、憐愍の心とともに相応の経済力がなければ当然ながらできないことではなく、こうした行為をみても遅くともこの時期には近衛家の経済力は揺るぎないものになっていたのである。

時代が下って江戸時代後期になると、近衛家は大名家に対して金銭の貸与まで行い得るまでになる。先に紹介した小西新右衛門文書には、近衛家が麻田藩と弘前藩とに貸した証文が残されている。麻田藩青木家は摂津国豊島郡におかれた一万石の藩であり、文政元年(一八一八)に百両を借りている。また、弘前藩津軽家は五章第二節でも述べたように、近衛家との縁故が深い藩である。初めは四万七千石だったが文化五年の石直によって十萬石となった。その弘前藩は天保十三年(一八四二)に近衛家から三千両を借りているのである。

もちろん、このように裕福な状況の中で近衛家はその富を独占することなく、こうした恩恵をもたらしている大きな要因のひとつである伊丹に還元していた。その還元とは、学校の建設であった。

天保九年(一八三八)三月、当時の近衛家当主であった忠熙(一八〇八―一八九八)が伊丹のうち昆陽口村に学校を創設した。その名を明倫堂という。明倫堂の教授には、禁門の変のちに新選組に逮捕される勤王儒者の橋本香坡を迎え、伊丹の

人々のみならず他領からも多くの人々が学びに来たという。この明倫堂の経費のうち、近衛家から銀五十貫目が下賜されていた⁽⁴⁾というのは注目される。政治的あるいは文化的に活躍していたばかりでなく、教育にも力を注いでいた近衛家の実態が浮かび上がってくるのである。

これらのことから、近衛家の経済力は相当に大きかったということが断言できる。下橋敬長は『幕末の宮廷』の中で一萬石以上の収入があったと語っている。一萬石という数字が具体的に意味するところは不明だが、おそらくこの数字は実際の石高を表すものではなく、大名と同等あるいはそれ以上の収入があったという意味なのではないだろうか。誇張された表現では決していないことが、これらの記述から理解されよう。

そして、家熙が摂政太政大臣に任ぜられている間に伊丹千石が増され、それ以降正徳末年から享保初年までの間にかけて財政状況がより好転しているという事実から、家熙は日常の暮らし向きを心配することなく文化活動に没頭することができた、という結論に至る。つまり渡辺華山のごとく、糊口を凌ぐべく内職として画を描き始めたのが出発点だった芸術家とは全く違うということである。家熙も華山もどちらも優れた作品を世に遺していることからわかるように、経済力の差という点に関して芸術家としての質や力量を問おうというのではない。ただこうした強固な経済力を持っていたということは、家熙は書をはじめとする文化活動を生活のためではなく、全く自己の好みに従って没頭し行うことができたということを示しているの

であり、また、書であれば最高の墨、最高の紙、そして最高の筆を用いて書くことができたということも併せて示しているのである。筆者は以前に何度も陽明文庫において家熙の書を拝見したことがある。墨色は今に至るまでその光沢が失われず、また華麗な料紙が用いられており、いずれにも極めて良質のものが使われているのであった。

また、家熙は古筆を多く収集していたことが諸記録に見えるが、その古筆を軸装などのように表装する場合に使用している裂などは、高価な舶載品を用いている場合が多いのである。⁽⁴⁾

このように幅広く、また旺盛にして質の高い文化活動や家熙好みの表装などが可能だった背景には、家熙の持っていた才能によるものであることは改めて言うまでもないが、近衛家の豊かな経済力がその側面を支えていたということができよう。

さらに『基熙公記』や家熙の侍医であった法寿院山科道安の聞書である『槐記』などに、新たにわが国に渡来した書物などの入手に関わる記事が散見していることは注目される。

未下刻、九峯（西王寺住持）来云、兼而前摂政（家熙）所被沙汰之唐本藏経昨日到来。悦入旨、可申堀河旨也。仍令持参云々。（中略）此経昨日自長崎到着云々。

このように、長崎へ運ばれてくる海外の書物などを購入する場合でも、経済的に心配する必要は全くなかったはずであり、興味の尽きることがない。ちなみにこの時もたらされた経典（『唐本藏経』すなわち一切経）の値段は銀九貫目（金約百五十三兩

に相当)であった。⁽⁴³⁾ こうした高価な文物を購入可能にさせている点にも、近衛家の持っていた豊かな経済力を垣間見ることができるのである。

ところで右の記事から、家熙には長崎との関わりが存在したことが浮かび上がってくるわけであるが、単に書物などの取り寄せだけにとどまらず、『槐記』には家熙が長崎の和漢通詞などに連絡し、自らの疑問に対する解答を求めるといった記事がたびたびみえている。貿易や出入国が厳しく制限された時代に、近衛家の豊かな経済力は長崎という開かれた窓口を通じてさまざまな知識を得ることをより円滑にさせたわけであるが、このようにしてもたらされた知識などが家熙の文化活動にどの程度反映され、あるいは家熙を通じてそののちの人々に対してどのような影響を与えたかについては別稿を用意したいと思う。

(付記)

本稿引用の『基熙公記』をはじめとする資料の閲覧ならびに引用を快諾して下さった財団法人陽明文庫の文庫長・名和修先生、ならびに『看聞秘抄』の引用を快諾して下さった臨濟宗永源寺派更衣山西王寺閑栖の滝全隆現下ほか関係各位に厚く御礼申し上げます。また本稿作成にあたって関場武先生ならびに佐々木孝浩先生にはご示教を賜り、多くの恩恵を蒙った。ここに記して心から感謝の意を申し上げます。

本稿中において、江戸時代の一般的な公家などの生活と比較して裕福であった近衛家の特異性を浮き彫りにするため、実姓を挙げてその家の過去の出来事や生活の内実などをあらわにする表現が数箇所存在する。研究上避けて通れないためこうした事実について述べたが、これらの点において不快な思いをされた方に対してこの場を借りてお詫びする。

本稿引用史料の底本は、次に挙げるものに拠った。

陽明文庫蔵『基熙公記』同「家熙公記」同「雜事日記」更衣山西王寺蔵『看聞秘抄』 以上東京大学史料編纂所蔵写真及び謄写本、「二話一言」
 日本随筆大成別巻四(吉川弘文館、昭和五十三年)、「翁草」 第三期
 日本随筆大成二十四(吉川弘文館、昭和五十三年)、「閑窓自語」 第二期
 日本随筆大成八(吉川弘文館、昭和四十九年)、「長者教」(町人考見録)
 日本思想大系四十九(岩波書店、昭和五十年)、「諸家々業記」 二
 改訂史籍集覧(第十七冊(臨川書店、昭和五十九年)、「本朝文選」 古典
 俳文学大系十(集英社、昭和四十五年)、「守貞謄稿」 岩波文庫一・五
 (岩波書店、平成八年)
 右の引用資料には必要に応じて句読点を施し、清濁を分かった。

註

(1) ここでいう三十石とは、二条城にあった米蔵から幕府より年間三十石ずつ支給される御蔵米のことである。江戸時代に新規に興じた家には大抵の場合幕府より御蔵米が支給され、知行地を与えられることは稀であった。

(2) 「耳蕪」巻之二「公家衆其賢徳ある事」、同「位階に付左もあるべき事ながら可笑しき咄の事」など。

(3) 入江相政「公卿百態」(別冊太陽 京都) 平凡社、昭和五十二年)

(4) 『基熙公記』元禄二年十二月十日条。

(5) 熙子が家宣没後出家し、天英院と称するのは正徳二年(七一二)十月以降であるが、煩瑣となるので本稿では出家前も含め天英院の呼称で統一した。

(6) 『閑院宮記録』享保十三年十二月三日条。

(7) 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』(日本史リブレット三十六、山川出版社、平成十三年)

(8) 一条家の侍であった下橋敬長(一八四五—一九二四)の回想録である『幕末の宮廷』には、「伏見宮さんは千三百石か四百石(文政九年、千十六石九斗)、それが伏見宮さんでは四百石しか上がりはいたしません。一条家は八百石より上がらぬ。たまに千石入ったのは、

私が覚えましてから一度よりございませぬ。たいてい八百石。九条様はのちに千石加増になりました。三十四三石、それで大方千石入ったろうと思います。皆そうです。水損干損がございませぬから、表向きの高よりよけい納まるというようなことはございませぬ」とあり、諸家における実収入は大体三分の二程度が一般的であったようである。

(9) この記録にみえる家々はそのほとんどが羽林家や名家、半家といったいわゆる「平堂上」の家々であるが、唯一大臣家として正親町三条家(家領二百石)の名がある(三年分返濟)。このように、家柄に関係なく多くの家では経済的に苦しかった様子がうかがえる。

(10) 『伊丹市史』第二卷(昭和四十四年)による。

(11) 『无上法院殿御日記』延宝八年神無月三十日条。

(12) 御霊殿とは、近衛家に生を受けた女子で独身であった者を比丘尼として据えた寺院である。『看聞秘鈔』巻一によると、近衛植家(一五〇三一—一五六六)の娘(大陽院)が武家に嫁ぐ際、進藤某が武家への降嫁など前代未聞であるとして姫の髪を切り落としてしまった。当然処罰されるべき進藤某は、その申し分がもつともであるとされ処罰されず、その後出家した姫が住まう屋敷は「御霊殿」と名付けられ、進藤某はその守り役となったという。

(13) 不断光院も同じく桜御所内にあった。『看聞秘鈔』巻一によると、不断光院は植家以来の近衛家代々の位牌所で、宗旨は浄土宗だった。

(14) 東京大学史料編纂所蔵『近衛家文書』所収。

(15) 『同年(正徳元年)七月十二日 為上使松平紀伊守参上、於大書院御対面。將軍仰之趣、近年大礼段々御勤、御感心之御事に候。且又、近年御勝手御不如意之義、被及聞召之故、御家領千石御増地被進云々。即御老中之奉書被差上之。御即答御礼被仰入。』(『看聞秘鈔』巻五)

(16) 陽明文庫蔵「近衛家領に関する覚書」(『伊丹市史』第二卷所収)による。

なおこの加増による祝賀の様子を、次に紹介しておく。実に賑々しいものであったことがうかがえよう。御加増為御内祝、内府様家

久) 徳大寺姫君様(家熙女。徳大寺公全等) 御成。侍従御方(久我通名女。基熙御室) 御出。差次藏人(錦小路頼庸) 保生院等参。終日御饗慶。御夜食迄出。諸大夫・近習・青侍・坊主迄夕御料理被下、其上金子・錦等従向公(家熙・家久) 被下之。且奥女中・姫君様御内中・太閤御所(基熙) 御内中・惣下部迄不残青銅被下。御賑々敷御祝儀無残所相濟」(『雑事日記』正徳元年十二月十八日条)

(17) 文久年間、公武合体派の人物であった関白九条尚忠(一七九八—一八七二)は朝暮の間にあつてよくその責務を果たした結果、千石が加増されて三千石となり、長く公家家領の中で最高だった近衛家はここにその座を九条家に譲ることとなった。なお、『幕末の宮廷』では「九条さんは三千石になりましたけれども、二千石はいりはいりしたませぬ」とあり、三千石になった九条家とはいえ、実収入ははるかに少なかったことがわかる。

(18) 鎌谷親善「一七・一八世紀交代期における伊丹の酒(一)―酒造書と「酒永代覚帳」を中心に」(『地域研究いたみ』第二十九号、平成十二年)。なお、伊丹の酒造については、『伊丹市史』第二卷に扱るところが大きかった。

(19) 岡田利兵衛『伊丹の印象』(岡田利兵衛著作集IV、八木書店、平成十年)

(20) 『看聞秘鈔』巻五所収「長之朝臣記」元禄十年十二月二十日条。

(21) 『看聞秘鈔』巻五所収「長之朝臣記」元禄十一年五月十五日条。

(22) 『伊丹史料叢書』八「伊丹酒造家資料」(小西新右衛門文書) 所収の「仮御殿御造作につき調達金申渡し」による。なお、小西家は伊丹の有力酒造家で、日本酒「白雲」の醸造元である。

(23) 同右所収「近衛家御用油一件の控」による。

(24) 上野秀治「幕末の堂上公家の家計に関する一史料」(『皇學館大学史料編纂所報』第七十二号、昭和五十九年)

(25) 『伊丹市史』第二卷による。

(26) 久保貴子「武家に生きた公家女性」(『日本の近世』十五、中央公論社、平成五年)

(27) 『雑事日記』宝永八年二月十一日条には「就相国御拜任従 御台所

- (天英院 様内々御使金田半右衛門を以黄金五枚二荷三種縮緬十卷)とあり、あるいは同じく『雑事日記』享保元年十一月七日条には「一位様(天英院)より前摂政様(家熙)へ御内々為御雑用金子五百両被進之也」とあり、これらから内々に祝儀を贈っていることがわかる。そして、宝永八年二月十一日の翌日には「就相国御拜任従御二方様上使土屋山城守を以従 二条御城番組 公方様白銀百枚一荷二種従 御台様綿百把一荷二種被進之」(『雑事日記』宝永八年二月十二日条)とあり、実際に公私を分けて贈り物をしていたのである。
- (28) 『基熙公記』正徳四年十二月四日条。
 (29) 河原御殿の所在地については、『基熙公記』正徳三年閏五月十二日条に「東河原、荒神口ノ下、二条ノ上也」とある。
 (30) 『家熙公記』元禄十六年七月一日条。
 (31) 東京大学史料編纂所蔵『近衛家文書』所収。
 (32) 『基熙公記』延宝四年二月三日条。
 (33) 『基熙公記』延宝七年八月二十八日条。なお、この津軽家系図の外題は、津軽家の願いによって後西院が揮毫した。
 (34) 『看聞秘鈔』卷四所収『長房卿雜記』宝永元年五月条。
 (35) 『看聞秘鈔』卷三所収『長堅朝臣記』正徳六年四月十一日。
 (36) 『基熙公記』元禄十一年十一月十九日条。
 (37) 『看聞秘鈔』卷五所収『長之朝臣記』享保六年十月二十二日条。
 (38) 『看聞秘鈔』卷五所収『長之朝臣記』享保八年五月十六日条。
 (39) 『看聞秘鈔』卷三所収『長堅朝臣記』享保十五年七月十四日条。
 (40) 文部省編『日本教育史資料三』(臨川書店、昭和四十五年)
 (41) 『近衛家熙一風雅の探求』(三の丸尚蔵館展覧会図録)二十五、平成十三年)
 (42) 『基熙公記』享保七年五月二十二日条。
 (43) 『看聞秘鈔』卷五所収『長之朝臣記』享保七年五月二十二日条。